◆11番（石井通春議員）　第71号議案　藤枝市産学官連携推進センター条例について質問をいたします。

　この議案は、別に提案されております補正予算案と関連いたしますけれども、駅南一等地の商業施設ＢｉⅤｉの１階部分に、市が予算１億2,750万円かけて産学官連携推進センターをことしの10月に開設するという条例案でございます。

　皆さん御承知のとおり、旧志太病院跡地の有効活用ということで、その当時藤枝市は、駅周辺にぎわい再生拠点施設整備事業というものに位置づけておりまして、土地は市の土地と、建物は民間のリース所有という形でスタートいたしました。2007年のことです。開所当初は多くの注目を浴びておりまして、当時この市議会でも議論がなされておりました。私はまだ当時議員になる前でしたけれども、傍聴席で見ておりまして複数の先輩議員が、ＢｉⅤｉの開設によります交通渋滞対策をどうするのかと質問していたのをよく覚えております。

　ところが、御承知のとおり、特に１階ショップ部分の撤退が相次ぎました。キーテナントでした藤枝生鮮館が2010年１月15日に撤退をし、その跡地に同年９月に食鮮館タイヨーが出店いたしましたけれども、わずか１年余りで撤退をいたしました。これは市民がよく承知している事実であります。

　先日、私が毎週実施しております駅頭宣伝で、この議会で質問をする項目のビラを配っておりますと、ビラを受け取った若い男性がわざわざ引き返してきて、税金を使って失敗したらこれは一体誰が責任とるんだと聞いてきました。こんなことは長年続けている駅頭宣伝でも初めてのことであります。市民から見れば、あそこは失敗の象徴と映っているわけでして、そこに新たな税金を投入するということは、それは成功して新たなにぎわい拠点として再生できればそれはそれで結構なことなんですけれども、一方でそうなっている構想であるかどうかについては、やはりこの議論が必要だと思っておりますので今回の質疑としております。

　まずセンターの名称ですが、産学官連携推進センターとありますが、いわゆる政府指導の地方創生事業の一環とされておりまして、中山間地域のみならず市街化区域においても拠点づくりの事業については交付金が活用できる制度、ここには周辺地域への配慮に欠ける部分もあると思っているんですけれども、それを言い出すと議論が広くなりますので、当センターのみについてお尋ねをしたいと思います。

　まず官の部分です。産学官の官の部分ですね。市の創業支援室が事務を行うとしておりますけれども、何を実施するというのか。現在、南館にあります創業支援室は、主に企業に向けましたセミナーなどの企画を実施しておりまして、またＢｉⅤｉの３階にあります図書館には市が運営するエフドアというものもありまして、これは創業に関する相談事業が主となっていると思いますけれども、こうした現在の官の機能を新たな連携推進センターで生かすということでしょうか。連携推進をうたい文句にしておりますけれども、その立場を鮮明にできている事業計画というものが現在示せるかどうかということをお尋ねいたします。

　この中身についてですけれども、ただ連携推進とか、相談促進という言葉だけ聞いた限りではよくわかりませんで、そういう提示ではなくて、活動交流スペース、セミナールームというところをつくるとしておりますけれども、こうしたスペースを10月の開所後で、肝心の定期的な利用計画の見通しが立っているのかどうかということをお尋ねいたします。

　次に、このセミナールーム等などをつくりますところは、条例によります指定管理者が利用料を徴収するという内容に条例ではなっております。それが、この開催されていないときですね、その活用についてどうなっているかと、つまりそれが開催されていないときには、広く市民が利用しやすい場所になっているかどうかと、セミナーなどの予定がない場合の活用方法をどのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

　次に、産学官の学の部分ですけれども、静岡産業大学のサテライトキャンパス的な位置づけということで思っておりますが、少子化で今後大学生の数自体が減っていくという時代を迎えます。このような社会情勢の中で、新たなこうしたキャンパスの新設というものが肝心の学生に活用できる予定ができているかどうか。官の活用ではなくて、ここの学の部分で学生が、オープンした後、活用できる将来の見通しが立っているかどうかということでお尋ねいたします。

　次に、この条例では、このセンターの運営を指定管理者に委ねるということが定められておりますけれども、指定管理者に委ねる理由はどこにあるかと。この施設が想定している指定管理者は、キーとなる方だと思いますけれども、どういう立場でこのセンターを推進する管理者ということとしているかと。

　最後に、産学官の産の部分ですけれども、就職支援といったものを軸とされておりますけれども、その具体像は何かと。特に問題とされているのは、市内在住の大学生が卒業後、就職のために東京や名古屋に行ってしまいますと、もう藤枝に戻ってこないというこうした流出現象の解消にあると私は思っておりますが、この問題の解消等が、産学官連携によってどう構築するかと、そうしたことの具体像を示していただきたいというふうに思います。

　最後に、地産地消の推進、食メディアラボというものも提案されておりますけれども、この内容についてもお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（西原明美議員）　当局から答弁を求めます。産業振興部長。

◎産業振興部長（秋田弘武）　私から、石井議員の藤枝市産学官連携推進センター条例についての御質疑の１項目め、産学官の官の部分についての１点目、創業支援室が行う事務についてお答えいたします。

　今回、ＢｉＶｉ藤枝の１階に産学官連携推進センターを開設することに伴い、現在３階の駅南図書館内にあるエフドアをセンターの一機能として移転配置いたします。エフドアは、本市が進めるエコノミックガーデニングを支援拠点として、中小企業に対して伴走型の成長支援を担っておりますが、起業、創業に関する相談も大変多いことから、今回創業支援室と一体化し、さらには大学やＩＣＴコンソーシアムとも連携することで、機動性の向上と情報の一元化を図り、相談者の段階に合わせた総合的な支援プラットフォームを構築するものであります。

　また、セミナールーム等も活用し、起業に向けた各種セミナーや相談会を開催するとともに、受講後の窓口への相談を促し、さらなる起業、創業の拡大につなげてまいります。私からは以上でございます。

○議長（西原明美議員）　企画創生部長。

◎企画創生部長（藤村啓太）　私から、藤枝市産学官連携推進センターについての残りの項目についてお答えいたします。

　初めに、１項目めの産学官の官の部分についての２点目、活動交流スペースセミナールームの定期的な利用計画についてでございます。

　当施設は、静岡産業大学が隣接するキャンパスと一体的に授業やゼミ活動、公開講座等で活用するほか、本市におきましても、しずおか中部連携中枢都市圏事業などで行う地域住民を対象にした公開講座等を実施する計画を立てております。さらに、藤枝市ＩＣＴコンソーシアムや民間カルチャースクールなどからも既に利用意向があり、恒常的な利用を見込んでおります。

　次に、１項目めの３点目、市民が利用しやすい場所であるか、またセミナーなどの活用方法についてですが、当施設は、市民や企業、団体等の活動、交流の拠点づくりが大きな目的であり、市民に広く開かれ、さまざまな活動の場となるよう施設運営を行います。

　活動交流スペースは、子育て世代を中心としたクラウドソーシングなどのワーキングスペースとしても活用できるような環境を提供するほか、セミナールームも可動式の壁や机とし、教室スタイルの固定ではなく、ふだんオープンスペースとして学生や市民等のさまざまな活動に利用できる空間とする予定であります。

　次に、２項目めの産学官の学の部分についての１点目、大学生数が減っている中で、新たなキャンパス新設が学生に活用できるかについてですが、少子化の中で交通アクセスへ利便性の向上は学生確保の大きな戦略であり、特に地方大学においては、周辺環境も含めた魅力的なキャンパス形成が、学生を誘導する上で不可欠の要素となっております。一般的なサテライトキャンパスは、ゼミ活動や公開講座等の一部に限定して利用するケースがほとんどですが、本施設では毎日授業を実施する計画であり、日常的な学生の通学により、昼間人口、これは夜間に対するものですが、この昼間人口が増加し、周辺への波及効果も大きいものと期待しております。

　次に、２項目めの２点目、運営を指定管理に委ねる理由と想定している指定管理者は、どのような立場でセンターを推進するかについてであります。

　本施設は、大学教育とあわせ本市やエフドア、ＩＣＴコンソーシアムなどにより、人材と地域産業の育成を両輪で行い、雇用と就職のマッチングにより確実に若者の地元定着を進めるとともに、地産地消により地元農産品の活用や食育を推進するものであります。したがいまして、現場を十分熟知し、かつノウハウを有する者を指定して、管理を任せることが円滑な運営につながるものと考えております。

　そこで、情報、経営を強みとし、ＩＣＴコンソーシアムの事務局も担う静岡産業大学が食にかかわる専門性を有する事業者と連携し、駅前キャンパスと一体的な機能を発揮させる立場で指定管理者となることを想定しております。

　次に、３項目めの産学官の産の部分についての１点目、就職支援の具体像についてですが、学生の流出の大きな原因の一つとして、地域の産業の情報が学生に十分に発信、周知されておらず、学生と企業等のコミュニケーションの機会も少ないことがあると分析しております。そこで、本施設では、学生の実践的な学習としての企業活動への参加や、学生と企業の交流会などを行うことにより就職希望者と求める人材をデータベース化し、マッチングを行っていく計画であります。

　最後に、３項目めの２点目、地産地消の推進についてですが、食メディアラボにおける地産地消等の推進につきましては、食をテーマとしたブランド力、集客力のある民間企業と連携しながら、地元食材を活用したメニューの開発や学校給食への展開、親子での農業体験、料理体験を通した食育の推進、さらにはＩＣＴを活用した食と健康づくりの研究、発信など、本市の地域産品の流通促進や健康・予防日本一のまちづくりに資する取り組みを進めていく計画であります。以上でございます。

○議長（西原明美議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　おおむねかなりはっきりしてきたかなというふうに思っております。内容についても具体的なお答えもあったというふうに思っておりますし、それから、今後の計画についても民間カルチャースクール等から既に利用意向があるといったところですとか、それから大学の部分は、私はサテライトキャンパスみたいなことを感じてましたけれども、そうではなくてあそこで毎日授業をする計画であると、そして日常的な学生の活用もあるというところも言われましたんで、開店休業のような状況にはならないのかなというふうな話ではないかなと。なおかつ、市民へも開かれたスペースにしていきたいというところもあったというふうに思っております。

　御答弁の中で、指定管理者のところまで踏み込んだ形のお答えがございまして、それは産業大学等、それから食関係の何と言うんですか、そこは一緒になる形の指定管理者を想定しているというようなお答えでございましたけれども、じゃあちょっとここの部分について、実際、今後出てくるんでしょうけれども、委託料ですとか、産業大学が指定管理者になると、それに対して委託料を払ってというような形、今全く違う話ですけれども、学園疑惑なんてよく言われていますので、そうした委託料、それから賃料、そこら辺の関係をやっぱりもう一回はっきりさせていただければより鮮明になるんじゃないかなというふうに思いますので、この指定管理について再質問させていただきたいと、その中身ですね、よろしくお願いいたします。

　それから、ＢｉＶｉがああいう形がよかったかどうかというのは当初から議論があったと思います。定期借地方式ですよね、あれがいいかどうかというような当時議論もあったというふうに思っておりますけれども、これは定期の借地、定借りは期限があるので平成41年でしたかね、あと十数年だと思います。そのときに、市所有とするのかそれはそのときの議論になると思いますが、期限がありますので、期限が来たら更地というか、畳んで返さなきゃいけないのかどうかと。そうなりますと、定借りの内容によってそういうことになっているとすると、そのときに結局先が見えるようなそういう施設になってしまうと思いますので、その辺の将来性の担保、そうした定借りの期限が切れてもこういう施設を継続できる見通しとなっているか。これは入ってくる業者がやっぱり当然気にすることだと思うので、腰が据えた形としてつくれるかどうかといったところも含めてお答えをしていただければというふうに思っております。

　そしてもう一点、この条例とした理由、出されております条例が、かなり細部にわたる条例が出されているというふうに思っておりますけれども、これが条例として出した理由が、交付金が来るといったところもあると思いますが、こうしたことを明確化して、現在、市の構想をはっきりとさせるための条例化としているのかどうかといったところも、定借りの部分とちょっと重なるかもしれませんが、そうしたことも含めてお答えをいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西原明美議員）　企画創生部長。

◎企画創生部長（藤村啓太）　初めに１点目の管理委託料の件でございます。

　委託料につきましては、今回の場合には、指定管理者がこの施設の中で収益も上げていただくということを想定しておりますので、この通常で支払う指定管理料というものの支払いはないものと考えております。あわせまして賃料ですけれども、これは大和リースが所有して、これをセンターが借りるわけですけれども、賃料につきましても、指定管理者がこの中で収益を上げていただくということで、市が大和リースに支払う賃料の一部を指定管理者に負担していただく、なおかつ市の負担も当然残りますので、これに関しては、一昨日も連携中枢都市の御質問、松嵜議員からありましたけれども、静岡市のほうからこの管理運営に対する負担金の交付を受けるということを考えておりますので、これらを充てることによって、実質的には市の負担がない形で運営ができるというふうに見込んでおるところでございます。

　それから、３つ目の期限の関係です。これは20年間の事業用定期借地権の設定ということで、残るところあと11年少しなんですけれども、その11年たったらどうなるかということですけれども、事業用定期借地権の設定につきましては、この期間が満了したときには、この契約を再契約、再設定をする、または施設の無償譲渡を市が受けるということが可能となっておりますので、本市がこの施設、図書館もそうなんですけれども、この施設を継続すると考えた場合には、それができるような担保がされておるという契約となっております。

　それから、４点目の条例化をしていくということですけれども、この施設は地域産業の活性化、それから人材の育成、これを産学官が連携して推進していくという施設でございますけれども、その拠点を条例に位置づける、これはその施設の役割であったり、機能、こうしたものを明確化する、それから責任ある体制のもとで永続的に管理運営ができるように条例を定めて、公の施設として運営していくということでございます。あわせまして、この施設は広く市民や事業者に利用していただきたい、占用して利用していただく場合にも一定の料金も負担していただくということで、そうしたことも規定するという目的もございます。以上でございます。